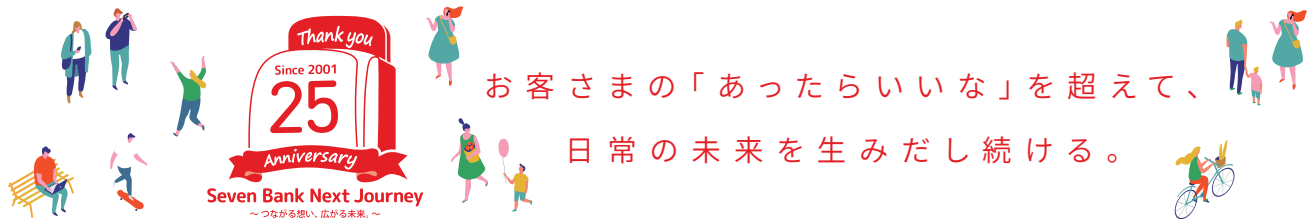


第25回 定時株主総会 招集ご通知

🕒 2026年6月22日（月曜日）
日時 午前10時（開場 午前9時）

📍 東京プリンスホテル 鳳凰の間
場所 東京都港区芝公園三丁目3番1号

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び内容一部改定の件



パソコン・スマートフォン等
からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8410/>



証券コード：8410

ごあいさつ



セブン銀行

株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を6月22日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 **松橋 正明**

セブン銀行グループの存在価値（パーパス）

お客さまの「あったらいいな」を超えて、日常の未来を生みだし続ける。

社 是

1. 私たちは、お客さまに信頼される誠実な企業でありたい。
2. 私たちは、株主、お取引先、地域社会に信頼される誠実な企業でありたい。
3. 私たちは、社員に信頼される誠実な企業でありたい。

経営理念

1. お客さまのニーズに的確に応え、信頼される銀行を目指します。
2. 社員一人一人が、技術革新の成果をスピーディーに取り入れ、自己変革に取り組んでいきます。
3. 安全かつ効率的な決済インフラの提供を通じて、我が国の金融システムの安定と発展に貢献します。

倫理憲章（項目のみ抜粋）

1. 銀行の公共性・社会的責任の自覚
2. お客さま第一主義の実践と時代のニーズに合ったより高い利便性の提供
3. 誠実・公正な行動
4. 社会とのコミュニケーション
5. 人間性の尊重

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
株式会社セブン銀行
代表取締役社長 松橋 正明

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/meeting.html>



また、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（セブン銀行）又は証券コード（8410）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月19日（金曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

お体の不自由な株主様や通訳の必要な株主様は、ご同伴者様との同席が可能です。同席をご希望の場合は当日受付にてお申し出ください。

車いすでご来場された方のため、会場内に専用スペースを設けております。受付にてご案内いたします。

記

■ 日 時 2026年6月22日（月曜日）午前10時（開場 午前9時）

■ 場 所 東京プリンスホテル 鳳凰の間
東京都港区芝公園三丁目3番1号
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

■ 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第25期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び内容一部改定の件

■ 招集にあたっての決定事項

1. 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。
2. 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

● 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

● 交付書面から一部記載を省略している事項

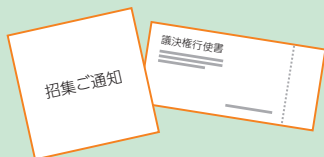
次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「特定完全子会社に関する事項」「親会社等との間の取引に関する事項」「会計参与に関する事項」「その他」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主様の大切な権利です。電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会へのご出席 による議決権行使

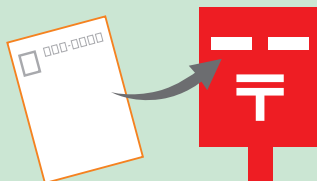


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月22日（月）
午前10時

ご郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2026年6月19日（金）
午後5時30分到着

インターネット等 による議決権行使



当社指定の議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2026年6月19日（金）
午後5時30分まで

機関投資家の皆さまへ 当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

「ネットで招集」のご案内

本招集通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォン等でもご覧いただけます。

閲覧方法

以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。

<https://s.srdb.jp/8410/>

※ QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。



Provided by TAKARA Printing





インターネットによる議決権行使

インターネットによる議決権行使方法についてご案内いたします。

行使期限

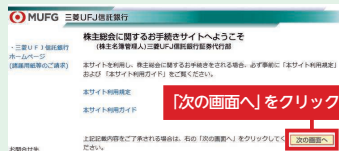
2026年6月19日(金曜日) 午後5時30分まで

ログインID・仮パスワードを入力する方法

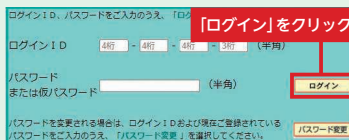
議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

① サイトへアクセスする



② 同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンの場合、同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

議決権行使書副票(右側)



インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止させていただきます。
- インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027 ※受付時間 9:00~21:00



株主総会インターネット参加（ライブ配信）のご案内

当日、株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

1 配信日時

2026年6月22日（月曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日の配信ページは、開始時間 30分前頃にアクセス可能になります。

2 視聴方法

以下のURL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。

URL <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



本ウェブサイトにて以下のログインID及びパスワードを入力し、利用規約をご確認のうえ「利用規約に同意する」にチェックを入れた後、「ログイン」ボタンのクリックをお願いいたします。

議案	原案に対する賛否	議決権の数
第○号	賛	否
第○号	賛	否
第○号	賛	否

基準日現在のご所有株式数 _____ 株

※議決権の数は1単元ごとに1個となります。

お願い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使専用紙を会場までご持参ください。
2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めにご議決権行使ください。
 - ① 議決権行使専用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法
 - ② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイトでURLからログインID・パスワード（株主番号8桁）にてログイン後、議決権行使いただく方法

（ご注意）
当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

株主総会日 議決権の数 欄

私は上記開票の定時株主総会（継続会または仮会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行います。

年 月 日

00000-9000000812345425000 #1234121234519999999130810010001230001123456789012341111111123

〇〇〇株式会社

- 1 議決権行使書用紙の右側に記載されている「ログインID」（15桁の半角英数字）を入力
- 2 議決権行使書用紙の右側に記載されている「仮パスワード」（6桁の半角数字）を入力

ログインID **① ログインID**
XXXX-XXXX-XXXX-XXX
 仮パスワード XXXXXXXX **② パスワード**

「ログインID及びパスワード」は議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください。

視聴は株主様本人のみに限定させていただきます。

本ウェブサイトにて「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、利用規約をご確認のうえ「利用規約に同意する」にチェックを入れた後、「視聴する」ボタンのクリックをお願いいたします。



当日ライブ視聴



インターネット参加についての注意事項

- 当日の撮影は、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権行使は、事前に、郵送又はインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。
- 天変地異や機材トラブル等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。配信可否等につきましては、随時当社ウェブサイト等によりご案内させていただきます。
- ご使用のパソコン環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- Internet Explorerはご利用いただけませんのでその他のブラウザをご利用ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。



事前ご質問のご案内

受付期間

2026年6月15日（月曜日）午後5時30分まで

本株主総会の目的事項につきまして、株主様からのご質問をお受けいたします。「株主総会インターネット参加（ライブ配信）のご案内」をご参照のうえライブ配信サイトにログインいただき、「事前質問」ボタンをクリックし、ご質問をご入力ください。



いただいたご質問のうち、株主の皆さまのご関心が高いと思われるご質問につきましては、株主総会議場でのご回答または後日当社ウェブサイト上で回答を掲載させていただく予定です。

注意事項

- 内容は簡潔にご入力くださいますようお願い申し上げます。
- ご質問は本総会の目的事項と関連のあるものに限定させていただきます。全てのご質問に対して回答するものではございませんので、何卒ご理解ください。また、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

ライブ配信サイト・
事前ご質問に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部



0120-676-808

※土日祝日等を除く平日9:00～17:00、ただし、株主総会当日は9:00～株主総会終了まで

書面交付請求手続きについてのご案内

次回以降、書面での株主総会資料の送付をご希望される株主様は、基準日（2027年3月31日）までに書面交付請求を行っていただきますようお願いいたします。

お手続き方法につきましては、当社株主名簿管理人又はお取引の証券会社までお問い合わせください。

第1号議案 || 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社経営環境の急速な変化に柔軟に対応し、取締役会の多様性と専門性を継続的に強化できる体制を整えるため、取締役の員数上限を9名から11名に変更することをお願いするものであります。

また、当社は2026年度から始まる3か年見通し達成に向けて事業活動を推進しております。成長戦略において将来に向けた積極的投資は必須となりますが、当社は銀行業を行っており、銀行自己資本比率規制にも対応し、資本の健全性を維持していく必要がございます。

このような背景のもと、既存の当社普通株式の株主の皆さまの利益を可能な限り損なわず、中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、新たな種類の株式としての以下の特徴を有する「優先株式」が有用な選択肢であると考えました。

- ・優先株式は銀行自己資本比率規制上の自己資本の算入要件を満たすため、一定の時期の到来を条件として普通株式への強制転換条項を付すこととなりますが、当社が優先株式の株主の皆さまから金銭による取得を可能とする条項も付す予定であり、必ずしも普通株式への強制転換が生じることを前提としておりません。
- ・普通株式への強制転換が生じない限りは、優先株式は株主総会における議決権がなく、議決権の希薄化が生じるものではないと考えています。(株主総会における議決権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質のものではなく、そのような想定もございません。)
- ・普通株式への強制転換が生じない限りは、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の種類株式であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は当社普通株式の株主の皆さまのみが有しております。
- ・発行可能株式総数（発行可能な普通株式と優先株式の合計数）の変更を行うものではありません。
- ・優先株式を発行した際には銀行自己資本比率規制上のコア資本が増加するものの、普通株式への強制転換が生じない限りは、普通株式に係るROEやEPS等への影響は限定的です。

つきましては、新たな種類株式である第1回優先株式ないし第5回優先株式の発行に向けて、定款に諸規定の追加等を行うことをお願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、47億6,363万2千株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、47億6,363万2千株とし、<u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</u></p> <p><u>普通株式 47億6,363万2千株</u></p> <p><u>第1回優先株式 2,000万株</u></p> <p><u>第2回優先株式 2,000万株</u></p> <p><u>第3回優先株式 2,000万株</u></p> <p><u>第4回優先株式 2,000万株</u></p> <p><u>第5回優先株式 2,000万株</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式および第1回優先株式ないし第5回優先株式</u> (以下、「優先株式」と総称し、<u>第1回優先株式ないし第5回優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各優先株式」という。</u>) のそれぞれにつき100株とする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>第2章の2 優先株式 (優先配当金)</p> <p>第9条の2 当社は、第47条第1項に基づき3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、各優先株式1株につき、各優先株式1株当たりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。）の金銭（以下「優先配当金」という。）の配当をする。ただし、配当年率は10%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して優先中間配当金（第9条の5に定義する。）を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</p> <p>「発行価格」とは、当該各優先株式の募集に際して、その発行前に決定される、当社に対して払い込まれる1株当たりの金額（当該各優先株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該各優先株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額）をいう。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(非累積条項)</p> <p>第9条の3 <u>ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p>
(新設)	<p>(非参加条項)</p> <p>第9条の4 <u>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続のなかで行われる会社法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p>
(新設)	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第9条の5 <u>当社は、第47条第2項又は同第3項に基づき3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として中間配当をするときは、当該中間配当に係る期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各優先株式1株につき、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する優先中間配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する優先配当金の額を超えないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>第9条の6 当社は、残余財産を分配するときは、<u>優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各優先株式1株につき、各優先株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る優先配当金相当額を加えた額として、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法により算出される額の金銭を支払う。優先株主または優先登録株式質権者に対しては、かかる金銭のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p>第9条の7 優先株主は、<u>全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p>第9条の8 当社は、<u>各優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める期日が到来したときは、法令上可能な範囲で、各優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる各優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を各優先株主に対して交付するものとする。なお、各優先株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、優先株主から取得すべき当該優先株式を決定する。</u></p> <p><u>2. 当社は、各優先株式の取得と引換えに、各優先株式1株につき、各優先株式の発行価格相当額に、当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る優先配当金相当額を加えた額として、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>第9条の9 当社は、各優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める期日をもって、当該期日に残存する各優先株式の全てを取得する。この場合、当社は、かかる各優先株式を取得するのと引換えに、各優先株主に対し、その有する各優先株式数に各優先株式1株当たりの発行価格相当額に当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る優先配当金相当額を加えた額を乗じた額を普通株式の公正な価格で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。各優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株式の併合または分割等)</p> <p>第9条の10 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>2. 当社は、優先株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>3. 当社は、優先株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p>

現行定款	変更案
	<p>4. 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主および普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、優先株主および優先登録株式質権者には優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。</p> <p>5. 前項の規定に定めるときにおける優先配当金の調整については、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(自己の優先株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)</u></p> <p>第9条の11 当社が株主総会の決議によって特定の優先株主との合意により当該優先株主の有する優先株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該優先株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(優先順位)</u></p> <p>第9条の12 当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条 当社の取締役は9名以内とする。</p>	<p>第3章の2 種類株主総会 (種類株主総会) 第17条の2 第12条、第13条、第14条、第15条第1項、第16条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2. 第11条の規定は、毎年3月31日から3ヶ月以内に開催される種類株主総会について準用する。 3. 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 4. 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 5. 当社が以下に掲げる行為をする場合において、優先株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議または取締役会決議に加え、優先株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる優先株主が存しない場合は、この限りではない。 (1) 当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。） (2) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条 当社の取締役は11名以内とする。</p>

第2号議案 取締役10名選任の件

現任取締役全員（8名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社経営環境の急速な変化に柔軟に対応し、取締役会の多様性と専門性を継続的に強化できる体制を整えるため2名増員いたしたく、第1号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、新任取締役候補者3名を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	スキル・マトリックス							
		企業経営	営業・マーケティング	商品開発・IT	グローバル	人事・労務	財務・ファイナンス	法務・リスクマネジメント	
1	再任 ふなたけ やすあき 舟竹 泰昭	代表取締役会長	○	○			○	○	
2	再任 まつはし まさあき 松橋 正明	代表取締役社長	○	○	○				
3	新任 わきた たまき 脇田 珠樹	—	○	○		○			
4	新任 くれたに てるとか 樽谷 光生	—	○	○					
5	新任 おか とおる 岡 徹	—		○		○		○	
6	再任 たかとう えつひろ 高藤 悦弘	社外取締役 独立役員	○	○		○			
7	再任 ひらこ ゆうじ 平子 裕志	社外取締役 独立役員	○			○		○	
8	再任 きはら たみ 木原 民	社外取締役 独立役員			○		○		
9	再任 しぶざわ けん 渋澤 健	社外取締役 独立役員	○			○		○	
10	再任 まつお みか 松尾 美香	社外取締役 独立役員				○	○		

監査役のスキル・マトリックス

いしくろ かずひこ 石黒 和彦	常勤監査役			○				○
あおやま けいすけ 青山 圭介	常勤監査役				○		○	
おがわち えこ 小川千恵子	社外監査役 独立役員				○		○	
あしはら いちろう 芦原 一郎	社外監査役 独立役員				○	○		○

第1号議案及び本議案が原案どおり承認可決された場合、本株主総会後の取締役及び監査役のスキル・マトリックスは上記のとおりです。取締役・監査役の選任に当たっては、スキル・マトリックスを活用し、多様なスキルや専門性を保有するメンバーでバランス良く構成しております。

1. ふなたけ やすあき 舟竹 泰昭 (1956年11月29日生)

再任



● 所有する当社株式の数
240,000株

● 当事業年度における取締役会への出席状況
16回全て出席(100%)

● 略歴、地位

1980年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行
2001年7月 株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行）リテール業務推進部長
2001年12月 当社入社
2002年10月 当社事業開発部長
2006年5月 当社業務開発部長
2006年6月 当社執行役員業務開発部長
2008年6月 当社取締役執行役員業務推進部長
2010年6月 当社取締役常務執行役員企画部長
2013年6月 当社取締役専務執行役員企画部長
2014年4月 当社取締役専務執行役員
2016年6月 当社取締役副社長執行役員
2018年6月 当社代表取締役社長
2022年6月 当社代表取締役会長（現任）
2023年5月 株式会社セブン・カードサービス取締役（現任）

● 重要な兼職の状況

株式会社セブン・カードサービス取締役

取締役候補者とした理由

舟竹泰昭氏は、当社代表取締役会長として、当社経営全般における豊富な経験と実績、見識を有しており、当社経営全般の管理・監督者として、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

2. まつはし まさあき 松橋 正明 (1962年4月6日生)

再任



● 所有する当社株式の数
32,167株

● 当事業年度における取締役会への出席状況
16回全て出席（100%）

● 略歴、地位

1983年4月 日本電気エンジニアリング株式会社（現NECプラットフォームズ株式会社）入社
2002年4月 日本電気株式会社入社
2003年4月 当社入社
2009年4月 当社ATMソリューション部長
2011年6月 当社執行役員ATMソリューション部長
2015年7月 当社常務執行役員ATMソリューション部長
2016年4月 当社常務執行役員
2018年6月 当社専務執行役員
2021年7月 当社専務執行役員コーポレート・トランスフォーメーション部リーダー
2021年10月 当社専務執行役員
2022年6月 当社代表取締役社長（現任）

● 担当

監査部

取締役候補者とした理由

松橋正明氏は、当社代表取締役社長として、当社の経営全般を統括し、経営戦略を推進してきた豊富な経験と実績、見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

3. わき た たま き 脇田 珠樹 (1972年5月12日生)

新任



● 略歴、地位

1995年4月 ニチメン株式会社(現双日株式会社)入社
 2002年2月 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク入社
 2003年2月 株式会社ニッセン(現株式会社ニッセンホールディングス)入社
 2016年9月 同社代表取締役社長
 2016年9月 シャディ株式会社取締役会長
 2019年3月 株式会社セブン&アイ・ホールディングスシニアオフィサー
 2020年3月 株式会社イトーヨーカ堂取締役
 2021年1月 7-Eleven, Inc. Director (現任)
 2021年10月 7-Eleven International LLC Director (現任)
 2022年3月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス執行役員
 2023年4月 同社執行役員最高戦略責任者(CSO)
 2024年5月 同社取締役執行役員最高戦略責任者(CSO)
 2024年5月 同社報酬委員会委員(現任)
 2025年5月 同社取締役常務執行役員最高戦略責任者(CSO)(現任)

● 重要な兼職の状況

株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役常務執行役員最高戦略責任者(CSO)

- 所有する当社株式の数
0株

取締役候補者とした理由

脇田珠樹氏は、株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役常務執行役員最高戦略責任者(CSO)として、会社経営、営業・マーケティングならびにグローバルな職務の豊富な経験と見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

4. くれたに てるとか 樽谷 光生 (1971年8月17日生)

新任



● 略歴、地位

1996年3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社
 2012年9月 同社オペレーション本部ゾーンマネジャー
 2015年9月 同社業務本部トレーニング部総括マネジャー
 2017年3月 同社リクルート本部リクルートサポート部総括マネジャー
 2017年3月 同社リクルート本部加盟店オーナー募集部総括マネジャー
 2018年3月 同社オペレーション本部オペレーションサポート部総括マネジャー
 2019年9月 同社社長室総括マネジャー
 2020年3月 同社社長室長
 2021年3月 同社執行役員
 2021年9月 同社執行役員企画本部長
 2023年3月 同社執行役員総務法務本部長
 2025年5月 株式会社セブン・イレブン・沖縄取締役(現任)
 2025年5月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役常務執行役員管理本部長(現任)
 2025年9月 同社デジタル・データ推進室長(現任)

● 重要な兼職の状況

株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役常務執行役員管理本部長

- 所有する当社株式の数
0株

取締役候補者とした理由

樽谷光生氏は、株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役常務執行役員として、会社経営、営業・マーケティングの豊富な経験と見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

5. おか 岡 徹 (1970年4月19日生)

新任



● 略歴、地位

1994年4月 伊藤忠商事株式会社入社
 2005年4月 北京伊藤忠華糖綜合加工有限公司出向（北京駐在）食品事業本部副本部長
 2013年4月 伊藤忠商事株式会社食材DCM推進部外食流通課長
 2018年4月 同社食料経営企画部長代行
 2023年4月 同社第8カンパニーGM
 2026年2月 アンドファーマ株式会社取締役（現任）
 2026年4月 伊藤忠商事株式会社業務部リテールアライアンス室長（現任）

● 重要な兼職の状況

伊藤忠商事株式会社業務部リテールアライアンス室長

- 所有する当社株式の数
0株

取締役候補者とした理由

岡徹氏は、伊藤忠商事株式会社における、営業・マーケティング、グローバルな職務、ならびに財務・ファイナンスの経験と見識を豊富に有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

6. たかとう えつひろ 高藤 悦弘 (1957年2月6日生)

社外取締役

独立役員

再任



● 略歴、地位

1979年4月 味の素株式会社入社
 2002年8月 インドネシア味の素社取締役社長
 2007年7月 味の素株式会社アミノ酸カンパニー加工用うま味調味料部長
 2009年6月 同社執行役員
 2009年6月 ブラジル味の素社代表取締役社長
 2013年6月 味の素株式会社取締役常務執行役員
 2013年6月 タイ味の素社取締役社長
 2015年1月 味の素アセアン地域統括社取締役社長
 2015年6月 味の素株式会社取締役専務執行役員
 2016年6月 同社食品事業本部長
 2017年6月 同社代表取締役専務執行役員
 2019年6月 同社取締役
 2020年6月 日本うま味調味料協会会長
 2021年6月 味の素株式会社アドバイザー
 2022年3月 株式会社ミルボン取締役（現任）
 2022年4月 東京ヴェルディ株式会社取締役（現任）
 2022年6月 当社取締役（現任）

● 重要な兼職の状況

株式会社ミルボン取締役

- 所有する当社株式の数
15,200株
- 当事業年度における取締役会への出席状況
16回のうち15回出席（93.8%）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高藤悦弘氏は、味の素株式会社における会社経営、営業・マーケティング及びグローバルな職務の経験・見識を現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営、営業・マーケティング及びグローバルな職務の経験・見識を活かし、引続き経営方針及び業務運営に係る監督と助言をいただくことが期待されます。

7. 平子 裕志 (1958年1月25日生)

社外取締役

独立役員

再任



● 略歴、地位

1981年4月 全日本空輸株式会社（現ANAホールディングス株式会社）入社
 2010年4月 同社企画室企画部長
 2011年6月 同社執行役員
 2013年4月 全日本空輸株式会社上席執行役員
 2015年4月 ANAホールディングス株式会社上席執行役員
 2015年6月 同社取締役執行役員
 2017年4月 同社取締役
 2017年4月 全日本空輸株式会社代表取締役社長
 2022年4月 ANAホールディングス株式会社取締役副会長
 2023年6月 当社取締役（現任）
 2023年6月 株式会社JVCケンウッド取締役（現任）
 2024年4月 ANAホールディングス株式会社特別顧問（現任）
 2024年6月 九州電力株式会社取締役（現任）
 2025年6月 S M B C日興証券株式会社取締役（現任）

● 重要な兼職の状況

ANAホールディングス株式会社特別顧問、株式会社JVCケンウッド取締役、九州電力株式会社取締役、S M B C日興証券株式会社取締役

● 所有する当社株式の数

3,100株

● 当事業年度における取締役会への出席状況

16回全て出席（100%）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

平子裕志氏は、ANAホールディングス株式会社等の会社経営に携わってきた経験・見識を現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営の経験・見識を活かし、引続き経営方針及び業務運営に係る監督と助言をいただくことが期待されます。

8. 木原 民 (1962年6月27日生)

社外取締役

独立役員

再任



● 略歴、地位

1985年4月 株式会社リコー入社
 2019年4月 リコーITソリューションズ株式会社理事 技術経営本部長
 2021年4月 株式会社リコー デジタル戦略部デジタル人材戦略センター所長
 2022年4月 リコーITソリューションズ株式会社理事
 2022年7月 同社取締役
 2023年6月 当社取締役（現任）
 2024年4月 アイリー株式会社顧問（現任）
 2024年6月 三井化学株式会社取締役（現任）
 2025年6月 ヤマトホールディングス株式会社取締役（現任）

● 重要な兼職の状況

三井化学株式会社取締役、ヤマトホールディングス株式会社取締役

● 所有する当社株式の数

0株

● 当事業年度における取締役会への出席状況

16回全て出席（100%）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木原民氏は、リコーITソリューションズ株式会社の会社経営及び株式会社リコーの人材戦略に携わってきた経験・見識を現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営及び人材戦略の経験・見識を活かし、引続き経営方針及び業務運営に係る監督と助言をいただくことが期待されます。

9. 渋澤 健 (1961年3月18日生)

社外取締役

独立役員

再任



● 略歴、地位

1984年1月 財団法人日本国際交流センター入社
 1987年6月 ファーストボストン証券会社（現クレディ・スイス証券株式会社）(NY) 入社
 1988年10月 JPモルガン銀行（東京支店）入社
 1992年5月 JPモルガン証券会社（東京支店）入社
 1994年8月 ゴールドマン・サックス証券会社（東京支店）入社
 1996年4月 ムーア・キャピタル・マネジメント（NY）入社
 2001年3月 シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役（現任）
 2008年8月 コモンズ投信株式会社取締役会長（現任）
 2019年6月 アニコムホールディングス株式会社取締役
 2022年3月 株式会社M I C W取締役
 2022年4月 株式会社肥後銀行取締役
 2023年1月 株式会社 and Capital代表取締役CEO（現任）
 2025年6月 当社取締役（現任）
 株式会社九州フィナンシャルグループ取締役（現任）

● 所有する当社株式の数

0株

● 当事業年度における取締役会への出席状況

12回全て出席（100%）

● 重要な兼職の状況

シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役、コモンズ投信株式会社取締役会長、株式会社 and Capital代表取締役CEO、株式会社九州フィナンシャルグループ取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渋澤健氏は、米国でMBAを取得後、シブサワ・アンド・カンパニー株式会社の創業等のグローバルな視点を持って会社経営に携わってきた経験・見識を現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営の経験・見識を活かし、引続き経営方針及び業務運営に係る監督と助言をいただくことが期待されます。

10. 松尾 美香 (1961年5月29日生)

社外取締役

独立役員

再任



● 略歴、地位

1987年6月 シティバンク、エヌ・エイ グローバル コンシューマー バンク ジャパン
 フォリティアディレクター&オーガニゼーションラナーニングディレクター
 2001年9月 JPモルガン・チェース アジアパシフィック マスター ブラックベルト
 シックスシグマソリューションズ
 2002年8月 株式会社東京スター銀行入行
 2008年8月 ムーディーズ・ジャパン株式会社 ヘッドオブアジアパシフィック
 ヒューマンリソース兼シニア・バイスプレジデント
 2010年4月 株式会社東京スター銀行執行役チーフオブスタッフ
 2011年9月 チャーティス・ファー・イーストホールディングス株式会社
 （現AIGジャパン・ホールディングス株式会社）執行役員
 兼チーフ・ヒューマンリソース・オフィサー
 2018年1月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社取締役執行役員
 兼チーフ・ヒューマンリソース・オフィサー
 2020年2月 アサヒグループホールディングス株式会社顧問（現任）
 2021年3月 株式会社CAC Holdings取締役（現任）
 2022年3月 株式会社船場取締役（監査等委員）（現任）
 2024年3月 マニユライフ生命保険株式会社取締役（現任）
 2025年1月 特定非営利活動法人東京英語いのちの電話理事（現任）
 2025年6月 当社取締役（現任）

● 所有する当社株式の数

1,300株

● 当事業年度における取締役会への出席状況

12回全て出席（100%）

● 重要な兼職の状況

アサヒグループホールディングス株式会社顧問、株式会社CAC Holdings取締役、株式会社船場取締役（監査等委員）、マニユライフ生命保険株式会社取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松尾美香氏は、米国でMBAを取得後、AIGジャパン・ホールディングス株式会社等で会社経営に携わり、またグローバルな視点での人事領域の経験・見識を現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営の経験・見識を活かし、引続き経営方針及び業務運営に係る監督と助言をいただくことが期待されます。

- (注) 1. 各候補者との特別の利害関係は以下のとおりであります。
- ・舟竹泰昭氏は、当社の特定関係事業者である株式会社セブン・カードサービスの取締役を兼務しております。
 - ・樽谷光生氏は、当社の特定関係事業者である株式会社セブン・イレブン・ジャパンの取締役常務執行役員を兼務しております。
- その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- なお、脇田珠樹氏、樽谷光生氏及び岡徹氏の選任が原案どおり承認可決された場合、各氏は非業務執行取締役となります。
2. 高藤悦弘氏、平子裕志氏、木原民氏、渋澤健氏及び松尾美香氏は、社外取締役候補者であります。
3. 高藤悦弘氏、平子裕志氏、木原民氏、渋澤健氏及び松尾美香氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、第25回定時株主総会終結の時をもって、高藤悦弘氏が4年、平子裕志氏及び木原民氏がそれぞれ3年、渋澤健氏及び松尾美香氏がそれぞれ1年となります。
4. 当社は、現在、高藤悦弘氏、平子裕志氏、木原民氏、渋澤健氏及び松尾美香氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。各氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引続き効力を有するものとしております。
- また、脇田珠樹氏、樽谷光生氏及び岡徹氏の選任が原案どおり承認可決された場合、各氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2026年9月に更新が予定されております。
- 現任取締役である各候補者は当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が当社取締役に就任又は再任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。
- なお、当社取締役、監査役及び執行役員に係る保険料は当社が負担しております。
6. 高藤悦弘氏、平子裕志氏、木原民氏、渋澤健氏及び松尾美香氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対し届け出ており、各氏の選任が原案どおり承認可決された場合、引続き、独立役員として届け出る予定であります。
- 平子裕志氏は、ANAホールディングス株式会社の特別顧問及びSMB C日興証券株式会社の取締役を兼務しております。当社及び当社子会社は、ANAホールディングス株式会社の子会社及びSMB C日興証券株式会社と以下の取引がありますが、その金額の当社連結の直近事業年度における経常収益の合計又は経常費用の合計に占める割合はいずれも1%未満であり、主要な取引先に該当しません。
- ・当社子会社は、ANAホールディングス株式会社の子会社よりシステム利用料及び手数料等の支払いを受けております。
 - ・当社子会社は、ANAホールディングス株式会社の子会社に対し、利用促進費等の支払いがあります。
 - ・当社は、SMB C日興証券株式会社とA T M提携取引があり、手数料等の支払いを受けております。
- また、木原民氏は、ヤマトホールディングス株式会社の取締役を兼務しております。当社及び当社子会社はヤマトホールディングス株式会社の子会社と以下の取引がありますが、その金額の当社連結の直近事業年度における経常収益の合計又は経常費用の合計に占める割合はいずれも1%未満であり、主要な取引先に該当しません。
- ・当社子会社は、ヤマトホールディングス株式会社の子会社よりシステム利用料等の支払いを受けております。
 - ・当社及び当社子会社は、ヤマトホールディングス株式会社の子会社に対し運送費等の支払いがあります。
- また、渋澤健氏は、株式会社九州フィナンシャルグループの取締役を兼務しております。当社は、株式会社九州フィナンシャルグループの子会社と以下の取引がありますが、その金額の当社連結の直近事業年度における経常収益の合計又は経常費用の合計に占める割合はいずれも1%未満であり、主要な取引先に該当しません。
- ・当社は、株式会社九州フィナンシャルグループの子会社とA T M提携取引があり、手数料等の支払いを受けております。
 - ・当社は、株式会社九州フィナンシャルグループの子会社に対し、業務委託手数料等の支払いがあります。
7. 木原民氏の戸籍上の氏名は、磯部民であります。
8. 松尾美香氏の戸籍上の氏名は、関口美香であります。

第3号議案 || 補欠監査役1名選任の件

本株主総会開催の時をもって、2025年6月23日開催の第24回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役三谷香氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、あらかじめ、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、本件選任を取消することができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

みつや かおり
三谷 香 (1977年6月4日生)

社外監査役

独立役員



● 略歴、地位

- 2006年12月 有限責任あずさ監査法人入社
- 2008年7月 有限責任監査法人トーマツ入社
- 2011年10月 アビームコンサルティング株式会社入社
- 2016年3月 三井金属鉱業株式会社入社
- 2022年10月 三谷公認会計士事務所所長（現任）
- 2023年6月 合同会社三谷会計パートナーズ代表社員（現任）
- 2023年6月 システムズ・デザイン株式会社取締役（現任）
- 2024年7月 独立行政法人工業所有権情報・研修館監事（非常勤）（現任）
- 2025年6月 株式会社コメリ取締役（監査等委員）（現任）

● 重要な兼職の状況

三谷公認会計士事務所所長、合同会社三谷会計パートナーズ代表社員、システムズ・デザイン株式会社取締役、株式会社コメリ取締役（監査等委員）

- 所有する当社株式の数
0株

補欠の社外監査役候補者とした理由

三谷香氏は、公認会計士としての見識を、当社経営の監査に活かしていただくことが期待できますので、補欠の社外監査役候補者として適任であると判断いたしました。

- (注)
1. 三谷香氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
 2. 三谷香氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 三谷香氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。
 4. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2026年9月に更新が予定されております。候補者は当社監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社取締役、監査役及び執行役員に係る保険料は当社が負担しております。
 5. 三谷香氏が社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対し届け出る予定であります。
 三谷香氏は、株式会社コメリの取締役を兼務しております。当社は、株式会社コメリと以下の取引がありますが、その金額の当社連結の直近事業年度における経常費用の合計に占める割合は1%未満であり、主要な取引先に該当しません。
 ・当社は、株式会社コメリに対し、ATM設置手数料の支払いがあります。

(ご参考) 社外役員の独立性について

1. 社外役員の独立性に関する基準

- (1)親会社又は兄弟会社の業務執行者（過去その立場にあった者を含む。以下同じ）ではないこと。
- (2)当社を主要取引先とする者ないしその業務執行者又は当社主要取引先若しくはその業務執行者ではないこと。
- (3)当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家又は団体に所属していた者ではないこと。
- (4)当社の主要株主又はその業務執行者でないこと。
- (5)上記の近親者、当社業務執行者の二親等内の血族・姻族ではないこと。

2. その他独立役員に関する事項

当社では独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

第4号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び内容一部改定の件

1. 提案の理由及び当該提案を相当とする理由

当社は、2017年6月19日開催の第16回定時株主総会において、当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く）の報酬として、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」という）の導入について、株主の皆様のご承認をいただき、その後、2020年6月22日開催の第19回定時株主総会において、本制度を導入する前に発行していた株式報酬型ストック・オプションの本制度への移行及び当該移行に伴う一時的な報酬枠の拡大についてご承認をいただき、現在に至っております。本議案は、本制度の継続及び内容一部改定についてご承認をお願いするものであります。

本改定は、取締役の報酬と会社業績との連動性をより一層高めるため、従来の本制度にかかる業績達成条件の内容（具体的には、会社業績指標の内容）を見直すものです。なお、拠出する金員の上限等に変更はございません。

本制度の継続は、取締役に対する報酬制度の一部に関して、当社の業績や株式価値と連動したものとすることで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めることを目的としたものであり、また、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役5名及び代表取締役2名の合計7名から構成される指名・報酬委員会の提案を受け、取締役会において決議していること、役員報酬に関する基本方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

本議案は、2023年6月19日開催の第22回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額350,000,000円以内、うち社外取締役分は年額100,000,000円以内）とは別枠で、取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く、以下本議案において同じ）に対して株式報酬を支給するものであります。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと2名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という）の交付及び給付（以下、「交付等」という）を行う株式報酬制度です（詳細は(2)以降のとおり）。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者

・当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く）

②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり）	・ 3事業年度を対象として、合計4億円
取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法（下記(2)及び(3)のとおり）	・ 信託期間中に取締役に付与されるポイント数（株式数）の上限は1年当たり40万ポイント（株）であり、発行済株式の総数（2026年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.03% ・ 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない
③業績達成条件の内容（下記(3)のとおり）	・ 各事業年度の会社業績指標の目標達成度等に応じて変動 ・ 取締役に付与されるポイント数は上記の目標達成度等に応じて0～200%の範囲で変動
④取締役に対する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり）	・ 取締役を退任したとき

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度を対象とします。

当社は、信託期間に対して合計4億円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下、「本信託」という）を継続します（本制度改定後の信託期間は、2026年9月から2029年8月末日までの約3年間とし、下記の信託期間の延長が行われた場合は、以降の各3年間とする）。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役に對しポイントを付与（下記(3)のとおり）し、本信託を通じて当社株式等の交付等を行っております。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を約3年間延長し、当社は延長された信託期間に対して、合計4億円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に對するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く）及び金銭（以下、「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、4億円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に對するポイントの付与は行われませんが、当該取締役に對する当社株式等の交付等が完了するまで、一定の期間を定めた上で、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、以下の算定式に従って算出される株式交付ポイントに基づき、定まります。

なお、1ポイント当たり1株とし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整します。

本信託の信託期間中に取締役が付与する固定ポイント及び業績連動ポイント（以下、株式交付ポイント算定式において定める）の総数は、1年当たり40万ポイントを上限とします。この付与するポイント総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しております。

(固定ポイント)

信託期間中の毎年一定の時期に、以下の算定式に基づき計算される固定ポイントを取締役に対して付与します（注1）。

役員別月次報酬額（注2）×固定ポイント構成割合（注2）÷信託期間の開始日（延長日）の属する事業年度の4月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値

(業績連動ポイント)

信託期間中の毎年一定の時期に、以下算定式に基づき計算される業績連動ポイントを取締役に対して付与します（注1）。

役員別月次報酬額（注2）×業績連動ポイント構成割合（注2）×業績連動係数（注3）÷信託期間の開始日（延長日）の属する事業年度の4月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値

(株式交付ポイント算定式)

退任等の受益者要件充足日時点における固定ポイントの累計及び業績連動ポイントの累計の合計値

- (注) 1. 固定ポイント及び業績連動ポイントに小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下の端数は切り捨てるものとします。
2. 「役員別月次報酬額」、「固定ポイント構成割合」及び「業績連動ポイント構成割合」は、役員、役員報酬、全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合及び業績連動割合等を考慮して決定します。
3. 業績連動係数は、各事業年度の会社業績指標の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動します。なお、改定当初の対象期間（2027年3月31日に終了する事業年度）における会社業績指標は、ROE、一人当たり連結経常利益額及びエンゲージメント等を予定しておりますが、それ以降の会社業績指標は、当社の経営戦略等を考慮して当社取締役会において決定するものとします。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の時期及び方法その他株式の交付条件の概要

取締役が退任した場合、当該取締役は、退任後に定められる株式交付ポイントに相当する数の当社株式の交付を受けるものとします（ただし、一定割合について本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けます）。

信託期間中に取締役が死亡した場合は、その時点での株式交付ポイントに相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭について、当該取締役の相続人が本信託から給付を受けるものとします。信託期間中に取締役が海外赴任により海外居住者となることが決定した場合、その時点での株式交付ポイントに相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

なお、法令や当社規程に違反するなどして本制度の目的に照らし株式交付等を行うことが適当でない旨の取締役会による決議がなされた取締役は、株式交付等を受ける権利（信託における受益権）を取得できないものとします。また、取締役の在任期間中における決算上の重大な過失・不正、決算内容の重大な修正、法令違反、その他の当社規程で定める一定の事由への該当が生じた場合、当該取締役（退任した者を含む）に対して当該事象が発生した事業年度及びその前の3事業年度を評価対象事業年度に含む業績連動型株式報酬について、取締役会は、指名・報酬委員会の審議を経て、業績連動型株式報酬の交付等株式数に返還を通知した日の東京証券取引所における当社株式の終値株価を乗じて得た金銭につき、一部又は全額の返還請求を行うことができるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

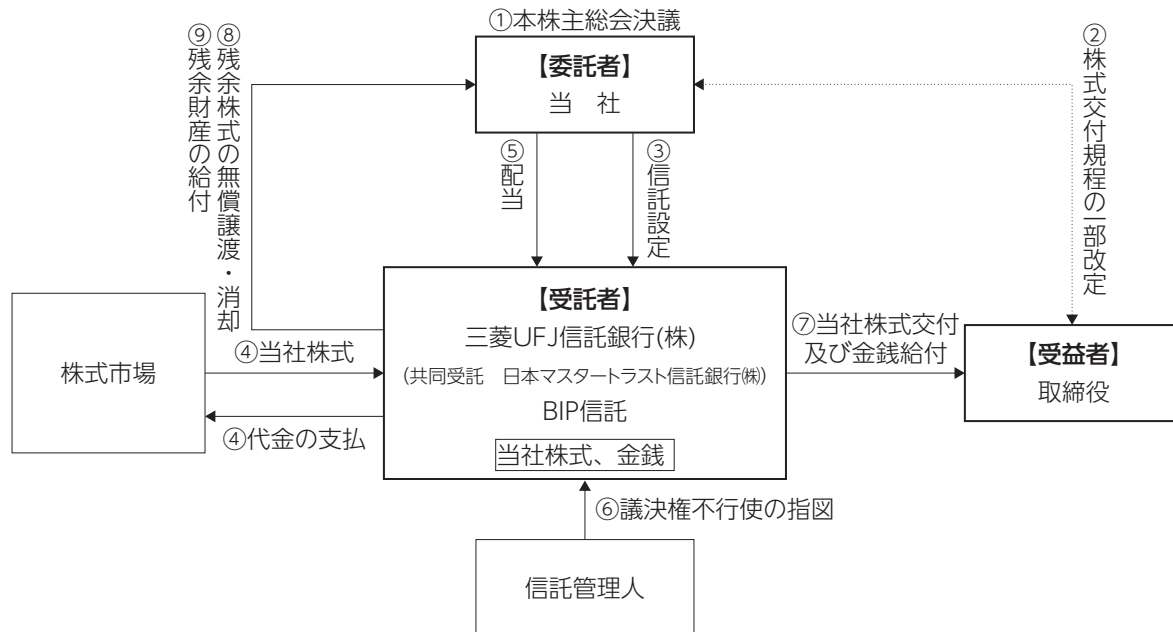
本信託内の当社株式（すなわち上記(4)により取締役に対する交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、「当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」（後記ご参考：2026年5月22日付プレスリリースの抜粋）をご参照下さい。

(ご参考：2026年5月22日付プレスリリースの抜粋)
本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の継続及び本制度の一部改定に関して本株主総会において役員報酬決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を一部改定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会の決議で承認を受けた範囲内で、金銭を信託し、退任等の受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（以下「本信託」という）の信託期間を延長します。
- ④ 受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 退任等の受益者要件を満たした取締役は、信託期間中に、株式交付規程に従い、本信託から当社株式等の交付等を受けます。
- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことにより、本制度又はこれと同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役について定められる株式交付ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社9社（FCTI, Inc.、PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL、株式会社バンク・ビジネスファクトリー、株式会社セブン・ペイメントサービス、Pito AxM Platform, Inc.、株式会社A C S i O N、株式会社ビバビーダメディカルライフ、株式会社セブン・カードサービス、Reachful Malaysia Sdn. Bhd.）の計10社で構成され、国内外における各事業を推進しております。

(1)国内事業（銀行業その他）セグメント

セブン・イレブン等の店舗をはじめ、空港や駅、金融機関店舗等にA T Mを設置し、多くの国内金融機関等と提携することで、原則24時間365日稼働する利便性の高いA T Mネットワークを介して、多くのお客さまにA T Mサービスを提供しております。

また、当社に口座をお持ちのお客さまを対象に、普通預金や定期預金、ローンサービス、海外送金サービス、デビットサービス等の身近で便利な口座サービスに加え、当社グループの知見活用や外部企業との連携により、さまざまなお客さまのニーズに応えた金融サービスの提供も行っております。

(2)クレジットカード・電子マネー事業セグメント

当社連結子会社の株式会社セブン・カードサービスは、国内においてクレジットカード事業及び電子マネー事業を中心とするノンバンク事業等を展開しております。

(3)海外事業セグメント

米国、インドネシア、フィリピン、マレーシアの4カ国において、それぞれ現地でのA T Mサービスを展開しております。

以上のように、多様化する社会の変化を大きなビジネス機会と捉え、社会価値・企業価値双方の持続的な創出を目指し、事業・サービスの多角化に向けた取組みを推進しております。

金融経済環境

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や個人消費の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調が続きました。一方、中東情勢の影響や、金利・為替相場の変動、米国の通商政策をめぐる動向が懸念されるなど、先行き不透明な状況も続いています。

事業の経過及び成果

① 国内事業（銀行業その他）セグメント

当連結会計年度は、預貯金金融機関の取引件数が底堅く推移したことに加え、各種キャッシュレス決済の現金チャージ取引件数が堅調に推移したことにより、A T M総利用件数は前年同期を上回る水準で推移いたしました。

2026年3月末現在のA T M設置台数は28,536台（2025年3月末比1.9%増）、当連結会計年度のA T M1日1台当たり平均利用件数は109.2件（前連結会計年度比1.1%増）、A T M総利用件数は1,122百万件（同3.0%増）となりました。なお、2019年から入替を進めてきた第4世代A T Mは2025年3月末を以て全台の入替が完了しております。また、2026年3月末現在の提携金融機関等は696先（注）となりました。

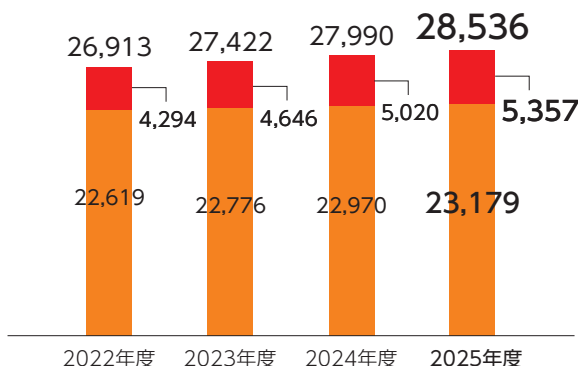
さらに、A T Mの設置を通じて、お客さまがより便利にサービスを利用できる環境の整備を推進するとともに、金融機関などの各種手続きをA T Mで受け付けるサービス「+Connect（プラスコネクト）」の提供など、A T Mの可能性を広げるサービスプラットフォーム戦略も着実に進めております。

今後も物価上昇や金利・為替相場の変動、キャッシュレス化の進展等により、依然として先行き不透明な事業環境が予想されますが、A T Mの社会的価値を現金プラットフォームからサービスプラットフォームへと進化させ、社会の変化・お客さまニーズの変化に柔軟に対応したA T Mプラットフォーム戦略を引き続き推進してまいります。

（注）J Aバンク及びJ F マリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

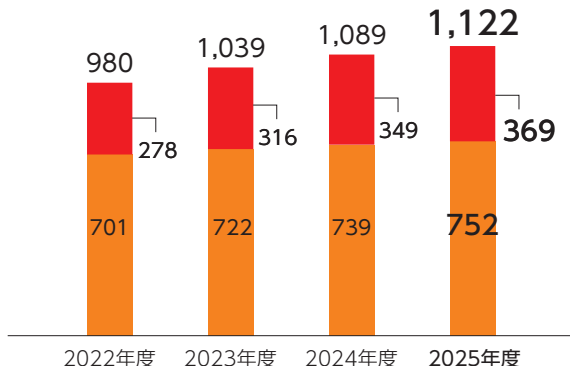
ATM設置台数の推移（国内）

（単位：台） ■ セブン・イレブン内 ■ セブン・イレブン外



ATM総利用件数の推移（国内）

（単位：百万件） ■ 預貯金金融機関 ■ ノンバンク等



2026年3月末現在、個人のお客さまの預金口座数は3,500千口座（2025年3月末比4.1%増）、個人向け預金残高は6,524億円（同7.3%増）、個人向けローンサービスの残高は792億円（同30.8%増）となりました。

また、「セブン銀行後払いサービス」の当連結会計年度における取扱高は1,035億円（前連結会計年度比35.5%増）となりました。

② クレジットカード・電子マネー事業セグメント

当社連結子会社の株式会社セブン・カードサービスは、クレジットカード事業・電子マネー事業を営んでおります。

2026年3月末時点でのクレジットカード会員数は308万人（2025年3月末比2.8%減）、金融商品残高は451億円（同0.6%減）となりました。なお、当連結会計年度のクレジットカードショッピング取扱高は7,637億円（前連結会計年度比3.6%減）となりました。

また、2026年3月末時点での電子マネー「nanaco」会員数は8,470万人（2025年3月末比1.6%増）、当連結会計年度の電子マネー取扱高は14,574億円（前連結会計年度比10.1%減）となりました。

③ 海外事業セグメント

米国における当社連結子会社のFCTI, Inc.は、米国のセブン・イレブン店舗等にA T Mを設置しており、2025年12月末時点のA T M設置台数は9,583台（2024年12月末比15.0%増）となりました。

インドネシアにおける当社連結子会社のPT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは、インドネシア現地のコンビニチェーン店舗等にA T Mを設置しており、2025年12月末時点のA T M設置台数は9,073台（2024年12月末比2.5%減）となりました。

フィリピンにおける当社連結子会社のPito AxM Platform, Inc.は、フィリピンのセブン・イレブン店舗等にA T Mを設置しており、2025年12月末時点のA T M設置台数は4,009台（2024年12月末比14.0%増）となりました。

また、マレーシアにおいては、当社連結子会社のReachful Malaysia Sdn. Bhd.が、2025年1月よりマレーシアのセブン・イレブン店舗等へのA T Mの設置を開始し、2025年12月末時点のA T M設置台数は98台となりました。

④ 経営成績

当連結会計年度の当社連結業績は、景気の緩やかな回復に伴う個人消費の持ち直しや消費者マインドの改善によりA T M総利用件数が増加したこと等を主因に、経常収益は増収となりました。一方で、新型の第4世代A T Mへの更改による減価償却費増などにより費用も増加し、経常利益は減益となりました。

また、当社グループのクレジットカード事業を推進する過程で発生した減損損失を特別損失として計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社連結業績は、経常収益220,025百万円（前連結会計年度比2.6%増）、経常利益30,165百万円（同0.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益13,476百万円（同26.0%減）となりました。

なお、セブン銀行単体業績は、経常収益142,951百万円（前年度比5.3%増）、経常利益26,697百万円（同2.2%減）、当期純利益18,016百万円（同2.0%増）となりました。

⑤ 資産、負債及び純資産の状況

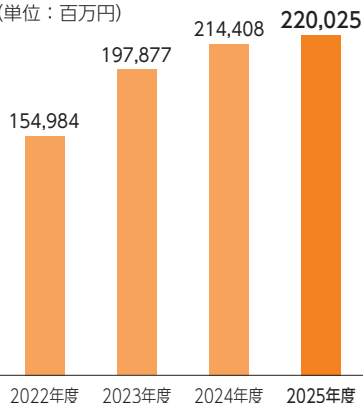
総資産は1,545,743百万円となりました。このうちA T M運営のために必要な現金預け金が896,249百万円と過半を占めております。その他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保等として必要な有価証券が167,855百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるA T M仮払金が99,664百万円、クレジットカード事業における債権である会員未収金が126,146百万円となっております。

負債は1,259,477百万円となりました。このうち主なものは預金であり、その残高は875,261百万円となっております（譲渡性預金を除く）。このうち、個人向け普通預金残高が499,397百万円、個人向け定期預金残高が153,046百万円となっております。

純資産は286,265百万円となりました。このうち利益剰余金は208,740百万円となっております。

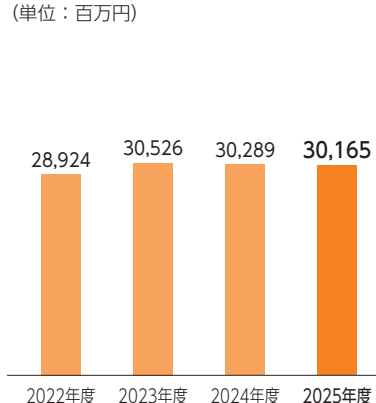
連結経常収益

(単位：百万円)



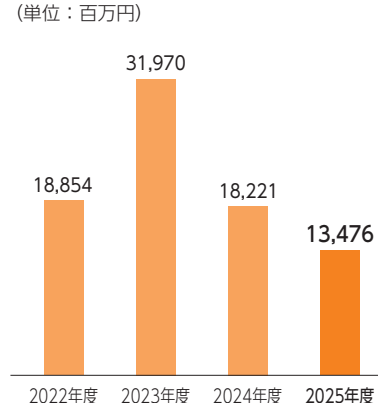
連結経常利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



企業集団が対処すべき課題

当社は2001年の創業以来、「いつでも、どこでも、だれでも、安心して」ご利用いただけるA T Mサービスを追求することで着実かつ堅実に成長を実現してまいりました。しかし、デジタル化、キャッシュレス化の流れが進行する中で、お客さまの生活様式や企業に求める価値も変化しつつあります。一方で、気候変動による自然災害のリスクは地球規模で高まりつつあり、持続可能な社会を実現するための企業経営の在り方も大きく問われております。

こうした大きな事業環境の変化に対応するため、当社グループは“お客さまの「あったらいいな」を超えて、日常の未来を生みだし続ける。”というパーパス（存在意義）を体現し、持続的成長を果たすことを目指しております。

当社グループは、これらの環境変化を更なる変革と飛躍のチャンスと捉えており、以下の課題に対処することにより、当社グループの持続的成長を実現し、お客さまや社会に必要とされる企業であり続けたいと考えております。

<国内事業（銀行業その他）セグメント>

■A T Mプラットフォーム戦略

当社の中核事業であるA T Mプラットフォーム事業は、キャッシュレス化の進展等により、大きな転換点を迎えておりますが、従来から取り扱ってきた金融機関の現金入出金取引に加え、各種キャッシュレス決済の現金チャージ取引が増加したことなどにより、当社のA T M年間総利用件数は今なお増加を続けております。当社は、決済環境の変化は新しいA T Mサービスが生まれるチャンスであるとの認識のもと、デジタル化、キャッシュレス化の流れの中でも、リアルとバーチャルの貴重な接点として、引続きA T Mを通じて、お客さまに安心で便利なサービスを提供する取組みを続けてまいります。

なお、2019年9月より当社が入替を進めてきた第4世代A T Mは、2025年3月末を以て、全台の入替が完了しております。第4世代A T Mでは、新たに実装した機能（本人認証機能、スキャン機能等）を活用して金融機関などの手続きを行えるサービス「+Connect（プラスコネクト）」を提供しており、そのサービス数は徐々に拡大しております。当社は引続き、提携先拡大及び提供サービスの拡充を図り、当社A T Mがサービスプラットフォームとして、あらゆる手続き・認証の窓口となる世界の実現を目指してまいります。

また、2026年3月には株式会社ファミリーマートとA T M設置契約を締結いたしました。日本全国のファミリーマート店舗へのA T M設置は2026年初夏より順次開始し、4年程度で約16,000台の設置を行う予定です。当社は、A T Mネットワークの拡大を通じて、更なる成長を追求してまいります。

■リテール戦略

金融リテール分野では、キャッシュレス化の進展による生活様式・決済体験の変化や、非金融系企業の金融事業への新規参入などによる競争環境の激化が進んでおります。このような中、当社は最短10分で即時口座開設が可能な銀行口座や、原則24時間365日全国の当社A T M等でお借入れ・ご返済が可能な個人向けカードローンなど、親しみやすくユニークな金融サービスを開発・提供する取組みを今後も拡大してまいります。

また、日本国内における外国人居住者の増加を背景に、当社は、当社A T Mでの口座開設申込みやセブン銀行海外送金サービス、当社A T Mを介した海外送金事業者との協業といった強みを活かしながら、外国人居住者に使っていただきやすい金融サービスを提供することで、誰もが暮らしやすい社会を目指し、多文化共生の実現に貢献してまいります。

■法人戦略

当社が創業以来蓄積し、強みとしている銀行品質の事務処理能力や安心・安全な資金管理・資金移動の仕組み、不正対策などのセキュリティの高いテクノロジーについて、金融機関や一般事業者に提供するサービスの拡大を図ってまいりました。昨今、進化するDXの技術をいち早く取り入れ、外部事業者とも協力しながら事業規模の拡大に努めてまいります。

<クレジットカード・電子マネー事業セグメント>

当社連結子会社である株式会社セブン・カードサービスは、クレジットカード「セブンカード・プラス/セブンカード」と電子マネー「nanaco」を発行・運営し、お客さまの毎日の便利を支えております。今後は、セブン銀行の金融リテール事業との連携を深化させていくことで、両社が培ってきたノウハウ・専門性を統合・拡充し、「ふだんの暮らし」に密着した金融サービスの提供に挑み続けてまいります。

<海外事業セグメント>

米国では、高水準の政策金利やインフレの進行により資金調達コストや運営コストが増加しておりますが、A T Mオペレーションの最適化に取組むことで、さまざまなコスト削減策を講じております。また、現在米国セブン・イレブン店舗に設置している約8,500台のA T Mに加えて、新たにSpeedway店舗等へのA T M設置を開始しており、全米でのA T Mネットワークをさらに強固なものとしてまいります。さらに、この強固なA T Mネットワークを基盤としながら米国セブン・イレブンとの協業を拡大し、小売と金融を組み合わせた独自の金融サービスを提供することで、米国市場での顧客基盤の強化と事業の多角化を目指してまいります。

アジアでは、インドネシア・フィリピンの2カ国で、積極的なA T M設置により、両国ともに国内最大規模のA T M運営事業者に成長いたしました。

また、2025年1月からは、マレーシアにおいてもA T M運営事業を開始し、A T M設置を進めております。

今後は各国におけるA T Mネットワーク網を引続き強化するとともに、A T Mを入口とした多層的な金融サービスの実現にも取組んでまいります。

<持続可能な社会の実現>

当社グループは中期経営計画の中で、成長戦略の一つの柱として「社会課題解決への貢献」を掲げ、サステナビリティを長期的な経営戦略の根幹と位置づけております。また、経営会議の諮問機関である「サステナビリティ委員会」を年4回開催し、サステナビリティに関する方針の策定や重要な案件についてその適切性や妥当性を審議し、必要に応じて、経営会議及び取締役会にて報告しております。

具体的なサステナビリティ推進活動では、当社グループが優先的に取り組む「5つの重点課題」を定義し、パーパスの実現にもつながる本業を通じた社会課題の解決を通じて、持続的な成長と企業価値の向上に寄与することを目指しております。

当社グループの5つの重点課題

- ・ 根源的価値：いつでも安心・安全に使える社会インフラを提供する
- ・ 社会的価値：誰でもどこでもアクセスできる多様なサービスを実現する
- ・ 新たな価値創造：お客さまの期待を超えたユニークな価値を創る
- ・ 価値創造の源泉：誰もが活躍できる社会づくりを進める
- ・ 将来への価値創造：豊かな社会と地球の未来に貢献する

2025年度には、重点課題に対する中長期的な目標と成果指標としての定量的、定性的なKPIを設定しました。これにより、2026年度以降も引き続き、当社グループの具体的な取組みと実績を可視化し、進捗状況を管理してまいります。

また、当社グループは気候変動への対応を重要な経営課題の一つと位置づけております。2021年に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を表明しました。また、2023年には当社の主力事業であるATMプラットフォーム事業を対象としたシナリオ分析を実施し、気候変動によるリスク及び機会を特定し、財務インパクトを試算しました。今後も気候関連のリスク及び機会に対して、具体的な対策を講じるとともに、当社グループ全体で脱炭素社会の実現に向けたさまざまな取組みを行ってまいります。

当社グループは、創業以来、事業活動を通じて社会課題・環境問題の解決に取り組んでまいりました。常にお客さまの想いに寄り添い、真摯に対応する姿勢はこれからも変わりません。“お客さまの「あったらいいな」を超えて、日常の未来を生みだし続ける。”というパーパスの実現に向けて、多様なステークホルダーの皆さまとともに、豊かな社会と地球の未来に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	154,984	197,877	214,408	220,025
経常利益	28,924	30,526	30,289	30,165
親会社株主に帰属する当期純利益	18,854	31,970	18,221	13,476
包括利益	20,459	34,387	19,684	14,415
純資産額	254,242	275,856	282,489	286,265
総資産	1,312,273	1,717,818	1,495,977	1,545,743

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預金	824,778	949,751	871,043	904,780
定期性預金	227,018	218,748	209,967	254,959
その他	597,759	731,003	661,075	649,821
社債	85,000	65,000	50,000	100,000
貸出金	35,571	44,468	60,700	79,394
個人向け	34,921	44,318	60,550	79,244
中小企業向け	—	—	—	—
その他	650	150	150	150
商品有価証券	—	—	—	—
有価証券	122,324	172,795	175,457	222,585
国債	—	—	—	29,845
その他	122,324	172,795	175,457	192,740
総資産	1,287,693	1,536,555	1,327,309	1,404,742
内国為替取扱高	40,348,768	43,474,432	43,223,037	42,699,538
外国為替取扱高	百万ドル 528	百万ドル 290	百万ドル 244	百万ドル 225
経常利益	31,500	29,123	27,307	26,697
当期純利益	19,508	19,320	17,657	18,016
1株当たり当期純利益	円銭 16 58	円銭 16 47	円銭 15 09	円銭 16 23

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 企業集団の使用人の状況

	当年度末		
	国内事業 (銀行業その他)	クレジットカード・ 電子マネー事業	海外事業
使用人数	943人	217人	233人

(注) 使用人数は、役員、執行役員、連結会社外への出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、連結会社外からの出向者を含めた使用人数であります。

4. 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

(イ) 主要な営業所及び営業所数

東京都	主要な営業所	当年度末
	本店 他	店 うち出張所 18 (-)

(注) 1. 東京都の営業所数の中に、本店と所在地を同一とする17の仮想支店（個人向け12支店、法人向け5支店）を含んでおります。

2. 上記のほか、当年度末において店舗外ATMを28,536か所設置しております。

(ロ) 銀行代理業者の一覧

名称	主たる営業所又は事業所の所在地	銀行代理業務 以外の主要業務
アルティウスリンク株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	電話代理応答業務

(ハ) 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

ロ 国内事業（銀行業その他）セグメント（銀行業を除く）

株式会社バンク・ビジネスファクトリー：本社（神奈川県横浜市）

株式会社セブン・ペイメントサービス：本社（東京都千代田区）

株式会社ACSiON：本社（東京都中央区）

株式会社ビバビーダメディカルライフ：本社（神奈川県横浜市）

ハ クレジットカード・電子マネー事業セグメント

株式会社セブン・カードサービス：本社（東京都千代田区）

二 海外事業セグメント

FCTI, Inc. : 本社 (アメリカ合衆国)

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL : 本社 (インドネシア共和国)

Pito AxM Platform, Inc. : 本社 (フィリピン共和国)

Reachful Malaysia Sdn. Bhd. : 本社 (マレーシア)

5. 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

報告セグメント	金額
国内事業 (銀行業その他)	21,496
クレジットカード・電子マネー事業	1,867
海外事業	3,168
合計	26,532

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額 (仮勘定からの振替は除く) を表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

報告セグメント	内容	金額
国内事業 (銀行業その他)	A T M	3,031
	リ ー ス 資 産	4,157
	ソ フ ト ウ ェ ア	13,302

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

当社は、2025年6月19日開催の取締役会において、自己株式193,987,300株の取得を決議し、2025年6月24日に自己株式の取得を行いました。これに伴い、株式会社セブン&アイ・ホールディングスが間接保有する当社の株式数に変更が生じ、株式会社セブン&アイ・ホールディングスは同日付で親会社に該当しないこととなりました。

□ 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
FCTI, Inc.	アメリカ合衆国 テキサス州	A T M 運 営 事 業	百万米ドル 19	100.00 %	—
PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL	インドネシア共和国 ジャカルタ首都特別州	A T M 運 営 事 業	億インドネシアルピア 11,955	67.89	—
株式会社バンク・ ビジネスファクトリー	神奈川県 横浜市	事務受託 事業	百万円 400	100.00	—
株式会社セブン・ ペイメントサービス	東京都 千代田区	送金・決済 サービス事業	百万円 475	100.00	—
Pito AxM Platform, Inc.	フィリピン共和国 マニラ首都圏	A T M 運 営 事 業	百万フィリピンペソ 3,214	100.00	—
株式会社ACSION	東京都 中央区	本人確認及び不正検知 プラットフォーム事業	百万円 100	58.28	—
株式会社ビバビーダ メディカルライフ	神奈川県 横浜市	外国人居住者向け 少額短期保険業	百万円 45	97.78	—
株式会社セブン・ カードサービス	東京都 千代田区	クレジットカード・ 電子マネー事業	百万円 7,500	100.00	—
Reachful Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール	A T M 運 営 事 業	百万マレーシアリンギット 43	50.10	—

(注) ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL MALAYSIA SDN. BHD.は、2025年5月30日付で、Reachful Malaysia Sdn. Bhd.に商号変更しております。

7. 事業譲渡等の状況

該当ありません。

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1. 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
舟竹泰昭	代表取締役会長	株式会社セブン・カードサービス取締役	－
松橋正明	代表取締役社長 監査部担当	－	－
小林強	取締役	－	－
高藤悦弘	取締役(社外)	株式会社ミルボン取締役	(注2)
平子裕志	取締役(社外)	A N A ホールディングス株式会社特別顧問 株式会社JVCケンウッド取締役 九州電力株式会社取締役 S M B C 日興証券株式会社取締役	(注2)
木原民	取締役(社外)	三井化学株式会社取締役 ヤマトホールディングス株式会社取締役	(注2)
渋澤健	取締役(社外)	シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役 コモンズ投信株式会社取締役会長 株式会社 and Capital 代表取締役 CEO 株式会社九州フィナンシャルグループ取締役	(注2)
松尾美香	取締役(社外)	アサヒグループホールディングス株式会社顧問 株式会社CAC Holdings 取締役 株式会社船場取締役(監査等委員) マニユライフ生命保険株式会社取締役	(注2)
石黒和彦	常勤監査役	サインポスト株式会社監査役	－
青山圭介	常勤監査役	－	－
小川千恵子	監査役(社外)	公認会計士・税理士(小川公認会計士事務所所長) 株式会社ヨロズ取締役(監査等委員) 株式会社カナデン監査役	(注2) (注3)
芦原一郎	監査役(社外)	弁護士法人キャストグローバルパートナー 日新火災海上保険株式会社取締役	(注2)

(注) 1. 当該事業年度中に辞任した会社役員は、次のとおりであります。

(氏名) (辞任時の地位) (辞任年月日)

寺島 秀昭 監査役(社外) 2025年6月23日

2. 高藤悦弘氏、平子裕志氏、木原民氏、渋澤健氏、松尾美香氏、小川千恵子氏及び芦原一郎氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

3. 小川千恵子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 会社役員に対する報酬等

イ 役員区分ごとの報酬額の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の支給人数

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	固定報酬	変動報酬（業績連動報酬等）	
			基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬 (非金銭報酬等)
取締役	10名	243	159	40	44
監査役	6名	68	68	—	—
計	16名	311	227	40	44

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 業績連動型株式報酬の記載金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。
 3. 当社は、2020年8月11日付で、株式報酬型ストック・オプションを業績連動型株式報酬制度に移行することにより、一体的に株式報酬制度を管理・運営しております。取締役が付与済みである株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権のうち未行使のものについては、当該取締役において権利放棄することとし、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、権利放棄した新株予約権の目的となる株式数に相当するポイント（総数860,000株相当）を業績連動型株式報酬制度において付与しております。当該ポイントは、移行前の株式報酬型ストック・オプションと同じく基本的に退任後に初めて当社株式の交付が行われるものであり、また、移行前の株式報酬型ストック・オプションの報酬額の開示が行われているため、上記の業績連動型株式報酬の金額の欄に含んでおりません。

ロ 役員報酬の考え方と役員報酬制度（会社法第361条第7項の方針の内容の概要）

(イ) 役員報酬に関する基本方針

当社は、役員報酬について、以下の考えに基づき決定します。

- ・企業価値の持続的な向上を促進し、会社業績との連動を重視した報酬制度であること
- ・業務執行及び監督の役割を適切に担う優秀な人財を確保でき、職責に応じた適切な報酬体系・報酬水準であること
- ・客観性・透明性のあるプロセスにより決定され、公平・公正な報酬制度であること

(ロ) 当事業年度に係る役員の個人別の報酬等の決定の方法

当社では、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役5名及び代表取締役2名の合計7名から構成される指名・報酬委員会を設置しております。取締役の報酬等の具体的な支給額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、指名・報酬委員会が取締役会に提案し、取締役会の決議により決定しております。指名・報酬委員会の開催にあたっては、議論のプロセス把握の観点により、監査役が議決権を持たないオブザーバーとして参加できるものとしております。この手続は「役員規程」に定められており、「役員規程」は取締役会が監査役と協議のうえ、その決議によって変更又は改廃されます。

監査役の報酬等は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議にて決定しております。

(ハ) 報酬体系

当社の役員報酬体系は、固定報酬である「基本報酬」と、変動報酬である「賞与」及び「業績連動型株式報酬」で構成され、以下のとおり適用します。

	固定報酬	変動報酬	
	(a) 基本報酬	(b) 賞与	(c) 業績連動型株式報酬
業務執行取締役	○	○	○
非業務執行取締役	○	—	—
監査役	○	—	—

各制度の位置づけは以下のとおりとします。

(a) 基本報酬	役位に応じ着実に職務を遂行することを促すための報酬
(b) 賞与	中長期的な企業価値向上に向けた各事業年度の業績目標(マイルストーン)を着実に達成するための短期インセンティブ
(c) 業績連動型株式報酬	株主との利害共有を図り、中長期的に企業価値を高めるための中長期インセンティブ

各制度の割合は、固定報酬と変動報酬のバランス、金銭報酬と株式報酬のバランス及び短期・中長期のバランスのとれた視点を持ち経営を担うための賞与と株式報酬のバランス等を考慮し、指名・報酬委員会が取締役会に提案し、取締役会の決議により以下のとおり決定しております（監査役報酬を除く）。

また、非業務執行取締役及び監査役は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割を考慮し、固定報酬のみとします。

業務執行取締役	基本報酬 50%	賞与 25% (※)	業績連動型 株式報酬25% (※)
* 固定報酬と変動報酬の バランス	← 固定報酬 50%		→ 変動報酬 50%
* 金銭報酬と株式報酬の バランス	← 金銭報酬 75%		→ 株式報酬 25%
非業務執行取締役・監査役	固定報酬 100%		

(※) 賞与及び業績連動型株式報酬が基準報酬額である時を前提として算出しております。

(二) 報酬水準

当社の取締役報酬水準は、優秀な人財を確保できるよう競争力ある報酬水準とすべく、外部専門機関の客観的な報酬水準データの中から、当社と同規模の企業群及び同業種の企業群の報酬水準データを分析・比較し、指名・報酬委員会が取締役に提案し、取締役会の決議により決定しております。また、監査役報酬も、取締役報酬と同様に、上場企業の水準や監査役協会の調査を分析・比較し、監査役全員の協議により適切に決定しております。

(六) 変動報酬の内容及び算定方法

・賞与

短期インセンティブとなる賞与は、役位別に定められる基準額に対し、前事業年度の連結業績目標に応じた業績連動係数を乗じて決定します。

・業績連動型株式報酬

中長期インセンティブとなる業績連動型株式報酬は、役位別に付与するポイント数が定められる「固定部分」と、役位及び業績に応じ付与するポイント数が変動する「業績連動部分」で構成されます。いずれも在任期間中、毎年ポイントを付与・累積し、退任時にポイントの累積値に相当する当社株式を交付します。

業績連動部分は、役位別に定められるポイント数に対し、連結業績目標達成度に応じた業績連動係数を乗じてポイント数（交付株式数）を決定します。

なお、当社は、決算上の重大な過失・不正、決算内容の重大な修正、法令違反等一定の事由へ該当する場合、取締役に対して業績連動型株式報酬の返還を要求することができるクローバック条項を、マルス条項とともに導入しております。返還の対象となり得る報酬は、該当事由が認められた事業年度及びその前の3事業年度の対価として受け取った業績連動型株式報酬としております。本取扱いは、2024年3月期の対価として付与される業績連動型株式報酬から適用対象となっており、以後全ての期間において適用されております。

・変動報酬の評価指標（業績指標）及び評価方法

売上規模及び収益性の両面からバランスのとれたものとすべく、連結経常収益及び連結経常利益を評価指標としております。なお、2024年3月期の対価として付与される業績連動型株式報酬のポイントから、従業員エンゲージメントを評価指標として追加しております。また、2027年3月期の対価として付与される業績連動型株式報酬のポイントから、ROE及び一人当たり連結経常利益額を評価指標として追加する予定です。

制度		指標及び評価方法
賞与		<ul style="list-style-type: none"> ・「本業を伸ばしつつ事業の多角化を実践する」という経営戦略を踏まえ、中長期的な企業価値向上に向けた業績目標(マイルストーン)達成状況・プロセスに基づき評価 ・前事業年度の連結経常収益、連結経常利益の目標達成状況に基づき定量的に評価 ・基準額の0%~200%の範囲で支給額を決定
業績連動型 株式報酬	固定部分	—
	業績連動部分	<ul style="list-style-type: none"> ・「本業を伸ばしつつ事業の多角化を実践する」という経営戦略を踏まえ、中長期的な企業価値向上の結果に基づき評価 ・前事業年度の連結経常収益、連結経常利益等の目標達成状況に基づき定量的に評価 ・基準ポイントの0%~200%の範囲でポイント数(交付株式数)を決定

- ・変動報酬にかかる評価指標の目標と実績等
当事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

評価指標	目標値(百万円)	実績値(百万円)	目標達成度(%)
連結経常収益	216,000	220,025	101.9%
連結経常利益	24,500	30,165	123.1%

評価指標	2025年3月スコア	2026年3月スコア	前事業年度比
従業員エンゲージメント	71	71	±0

(注) 評価指標のうち、従業員エンゲージメントについては、2025年3月に実施した従業員エンゲージメント調査の総合スコアと、2026年3月に実施した同調査の総合スコアの、比較結果に対応する指数としております。

ハ 会社法第361条第7項の方針の決定の方法

役員報酬の考え方と役員報酬制度は、指名・報酬委員会が取締役に提案し、取締役会の決議により決定しております。

二 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が会社法第361条第7項の方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が取締役の個人別の報酬等の内容と決定方針との整合性を多角的に審議しているため、取締役会もその提案を尊重し決定方針に沿うものと判断しております。

ホ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・2008年6月18日：監査役の報酬額を年額100,000,000円以内とする。(決議時点における監査役の員数：4名)
- ・2020年6月22日：取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く）の報酬として、取締役報酬限度額とは別枠で、3事業年度ごとに4億円を上限として業績連動型株式報酬を支給する。また、取締役に毎年付与されるポイント数（株式数）の上限は1年当たり40万ポイント(株)とする。ただし、2020年度においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、別途上限4億円（上限90万ポイント(株)）をこれに加える。(決議時点における取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く）の員数：2名)
- ・2023年6月19日：取締役の報酬額を年額350,000,000円以内（うち社外取締役分年額100,000,000円以内）とする。(決議時点における取締役の員数：8名。うち社外取締役5名)

3. 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
高藤悦弘 平子裕志 木原民 渋澤健 松尾美香 石黒和彦 青山圭介 小川千恵子 芦原一郎	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額としております。

4. 補償契約

該当ありません。

5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役、監査役及び執行役員に係る保険料は全額当社が負担しております。

被保険者である当社役員が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

3 社外役員に関する事項

1. 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏 名	兼職その他の状況
高 藤 悦 弘	株式会社ミルボン取締役
平 子 裕 志	ANAホールディングス株式会社特別顧問、株式会社JVCケンウッド取締役、九州電力株式会社取締役、SMB C日興証券株式会社取締役
木 原 民	三井化学株式会社取締役、ヤマトホールディングス株式会社取締役
渋 澤 健	シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役、コモンズ投信株式会社取締役会長、株式会社 and Capital代表取締役CEO、株式会社九州フィナンシャルグループ取締役
松 尾 美 香	アサヒグループホールディングス株式会社顧問、株式会社CAC Holdings取締役、株式会社船場取締役（監査等委員）、マニユライフ生命保険株式会社取締役
小 川 千恵子	公認会計士・税理士（小川公認会計士事務所所長）、株式会社ヨロズ取締役（監査等委員）、株式会社カナデン監査役
芦 原 一 郎	弁護士法人キャストグローバルパートナー、日新火災海上保険株式会社取締役

(注) 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

2. 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
高藤悦弘	2022年6月から現在まで	当年度開催の取締役会16回のうち15回出席	マーケティング及びグローバルな職務の経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明を行う等、当社が期待する役割を果たしております。
平子裕志	2023年6月から現在まで	当年度開催の取締役会16回全て出席	会社経営者としての経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明を行う等、当社が期待する役割を果たしております。
木原民	2023年6月から現在まで	当年度開催の取締役会16回全て出席	人財戦略に携わってきた経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明を行う等、当社が期待する役割を果たしております。
渋澤健	2025年6月から現在まで	当年度開催の取締役会12回全て出席	会社経営者としての経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明を行う等、当社が期待する役割を果たしております。
松尾美香	2025年6月から現在まで	当年度開催の取締役会12回全て出席	人事領域の経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明を行う等、当社が期待する役割を果たしております。
小川千恵子	2023年6月から現在まで	当年度開催の取締役会16回全て出席 当年度開催の監査役会15回全て出席	公認会計士としての経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明等を行っております。
芦原一郎	2025年6月から現在まで	当年度開催の取締役会12回全て出席 当年度開催の監査役会10回全て出席	法曹としての経験・見識から、経営方針、業務運営等について、積極的な提言・意見表明等を行っております。

- (注) 1. 渋澤健氏及び松尾美香氏の出席状況については、2025年6月23日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
2. 芦原一郎氏の出席状況については、2025年6月23日の就任後に開催された取締役会及び監査役会のみを対象としております。

3. 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	10名	91	—

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

1. 株式数 発行可能株式総数 普通株式 4,763,632千株
 発行済株式の総数 普通株式 1,179,308千株
2. 当年度末株主数 282,121名
3. 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	千株 391,612	% 33.38
伊藤忠商事株式会社	239,491	20.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	74,594	6.35
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	20,019	1.70
DEUTSCHE BANK AG, SINGAPORE A/C CLIENTS (TREATY) 4600601	13,135	1.11
株式会社野村総合研究所	10,000	0.85
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	8,695	0.74
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 2 2 3	8,033	0.68
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	6,548	0.55
A L S O K 株式会社	5,000	0.42

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式6,122千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 なお、自己株式には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式(5,200千株)は含まれておりません。

4. 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役 (社外取締役を除く)	1名	49,073株
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 1. 退任した当社役員に対して当事業年度中に当社が役員報酬BIP信託に基づき交付した当社の株式の状況を記載しております。
 2. 株式の数には、取締役株式交付規程に基づき、株式交付時に換価処分し換価処分金の相当額を給付した14,773株を含んでおります。

5. その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 畑岡 哲 公認会計士 羽生 博文	96	当社監査役会は、会計監査人の当事業年度の会計監査計画・その他資料の報告を受け、前年度の監査実績の検証と評価を踏まえ、報酬見積りの監査時間・金額等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額が相当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
 3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額163百万円
 4. 会計監査人に対して、当社は公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成を委託し、対価を払っております。

2. 責任限定契約

該当ありません。

3. 補償契約

該当ありません。

4. 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

□ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL、Pito AxM Platform, Inc.及びReachful Malaysia Sdn. Bhd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

第25期末連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	896,249	預 金	875,261
有価証券	167,855	譲渡性預金	300
貸出金	90,843	借 用 金	13,598
外国為替	0	社 債	100,000
A T M 仮払金	99,664	A T M 仮受金	68,319
会員未収金	126,146	クレジットカード事業未払金	39,155
その他資産	73,291	電子マネー預り金	59,186
有形固定資産	45,812	その他負債	100,759
建物	2,237	賞与引当金	1,418
A T M	33,795	退職給付に係る負債	44
その他の有形固定資産	9,778	株式給付引当金	1,084
無形固定資産	44,402	繰延税金負債	350
ソフトウェア	38,999	負債の部合計	1,259,477
その他の無形固定資産	5,403	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	4,709	資 本 金	30,724
繰延税金資産	2,473	資 本 剰 余 金	32,068
貸倒引当金	△5,705	利 益 剰 余 金	208,740
		自 己 株 式	△3,089
		株 主 資 本 合 計	268,443
		その他有価証券評価差額金	564
		為替換算調整勘定	9,852
		退職給付に係る調整累計額	1,630
		その他の包括利益累計額合計	12,047
		新株予約権	8
		非支配株主持分	5,766
		純資産の部合計	286,265
資産の部合計	1,545,743	負債及び純資産の部合計	1,545,743

第25期末貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	863,755	預金	904,780
現金	562,877	普通預金	649,395
預け	300,878	定期預金	254,959
有価証券	222,585	その他の預金	425
国債	29,845	譲渡性預金	300
地方債	58,750	債権	100,000
社債	71,733	その他の負債	106,215
株式	37,251	未払法人税等	4,340
その他の証券	25,005	未払費用	8,684
貸出金	79,394	A T M 仮受金	68,319
証券貸付	150	リース債務	4,381
当座貸越	79,244	資産除去債務	516
外国為替	0	その他の負債	19,972
外国他店預け	0	賞与引当金	758
その他の資産	131,680	株式給付引当金	1,084
前払費用	2,180	支払承諾	31,875
未収収益	11,265	負債の部合計	1,145,013
A T M 仮払金	97,039	(純資産の部)	
その他の資産	21,194	資本金	30,724
有形固定資産	33,582	資本剰余金	31,721
建物	1,925	資本準備金	30,724
A T M	23,355	その他資本剰余金	996
その他の有形固定資産	8,301	利益剰余金	199,807
無形固定資産	41,861	利益準備金	0
ソフトウェア	34,336	その他利益剰余金	199,807
ソフトウェア仮勘定	7,519	繰越利益剰余金	199,807
その他の無形固定資産	5	自己株式	△3,089
前払年金費用	1,397	株主資本合計	259,163
繰延税金資産	1,658	その他有価証券評価差額金	564
支払承諾見返	31,875	評価・換算差額等合計	564
貸倒引当金	△3,048	純資産の部合計	259,728
資産の部合計	1,404,742	負債及び純資産の部合計	1,404,742

第25期損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	金 額
経	資	13,468	142,951
	貸有預受そ	10,470	
	預借社そ	1,231	
	営	166	
	所	1,598	
	の	127,905	
	株	3,922	
	の	116,000	
	常	7,983	
	金	144	
	の	144	
	他	1,433	
	の	950	
	常	483	
	金		116,253
	の	2,750	
	他	1,904	
	の	1	
	常	253	
	金	50	
	の	503	
	他	38	
	の	29,158	
	常	1,802	
	金	18,064	
	の	3,548	
	他	5,743	
	の	229	
	常	84	
	金	145	
	の	81,477	
	他	2,636	
	の	2,194	
	常	0	
	金	56	
	の	384	
	他		26,697
	の		785
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		
	の		
	常		
	金		
	の		
	他		</

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 畑 岡 哲
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 羽 生 博 文
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セブン銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する、意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 畑 岡 哲
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 羽 生 博文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社 セブン銀行 監査役会

常勤監査役 石 黒 和 彦 ㊟

常勤監査役 青 山 圭 介 ㊟

社外監査役 小 川 千 恵 子 ㊟

社外監査役 芦 原 一 郎 ㊟

以 上

コーポレート・ガバナンスについて

1. 基本的な考え方

当社は、広く預金を預かるとともに、公共インフラ的性格を有するATMネットワークを保有・運営する銀行として、規律ある経営を行うことが社会的信頼に応えるために不可欠と考え、意思決定における透明性・公正性・迅速性の確保、業務執行における役割と責任の所在の明確化、経営監督機能の強化、業務の適正を確保するための体制整備及びコンプライアンス体制の充実を推進し、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を追求いたします。

当社は、企業統治の体制として監査役会設置会社を採用しております。取締役会においては、業務に精通した業務執行取締役と豊富な経験や各種分野における高い見識を有する社外取締役による意思決定を行い、かつ監査役による監査により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保しております。

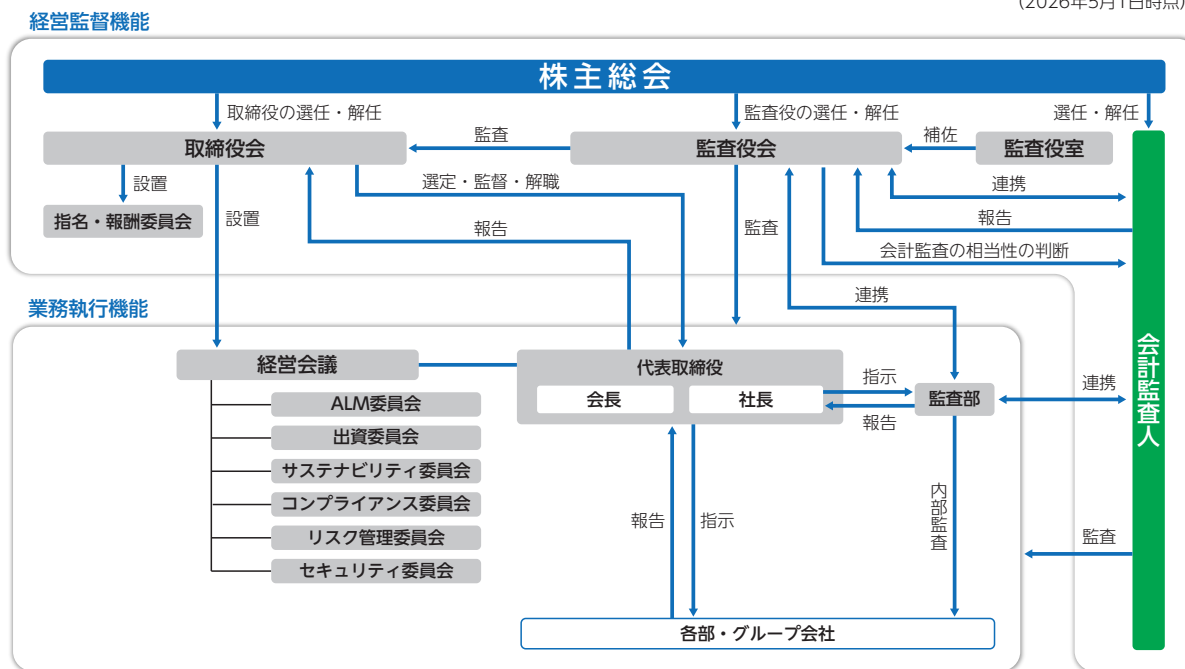
これらの実践のため、当社が具体的に取組むべきことを明確にすること、並びに株主への説明責任を果たすため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページで公表しております。

《コーポレート・ガバナンスに関するホームページURL》

<https://www.sevenbank.co.jp/csr/esg/governance/>

2. コーポレート・ガバナンス体制図

(2026年5月1日時点)



配当金のお知らせ

当社は、株主の皆さまに対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけております。今後も、成長に向けた新たな分野への積極投資、インフラ事業者として事業継続に必要なリスクへの備えとのバランスを勘案した適正な、利益還元を着実に実施してまいります。年2回（中間配当及び期末配当）の配当を株主の皆さまへの還元の基本とし、堅実なビジネスモデルと強固な財務基盤を活かした安定的な配当に努めてまいります。

期末配当につきまして、取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金 1株当たり5.50円

2 効力発生日 2026年6月8日

株式事務のご案内

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
上場証券取引所	東京証券取引所プライム市場 (上場日 2011年12月26日)
証券コード	8410
公告の方法	電子公告により行う* 公告掲載URL : https://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/kokoku.html ※電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に公告いたします。
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 ☎ 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 : 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
同取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店

◎定時株主総会の決議結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
ご了承くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト のご案内



最新のお知らせやセブン銀行の紹介、IRに関するお知らせなどがご覧いただけます。

<https://www.sevenbank.co.jp/ir/>



株主総会会場ご案内図

日時 2026年6月22日（月曜日）午前10時（開場 午前9時）

会場 東京プリンスホテル 鳳凰の間
東京都港区芝公園三丁目3番1号 ☎(03)3432-1111(代表)

最寄駅のご案内

○ 都営地下鉄三田線 「御成門駅」

A1出口 から徒歩約5分

A1出口から地上に出られましたら右へお進みいただき、右手に見えますホテル正面入口へお進みください。

○ 都営地下鉄大江戸線 「赤羽橋駅」

赤羽橋口 から徒歩約12分

赤羽橋口から地上に出られましたら目の前の赤羽橋交差点を2段階にお渡りいただき、左手の道沿いにお進みください。

※当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※株主総会ではお土産はお配りしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



株式会社
セブン銀行

UD FONT

